

公社等見直し実行計画の取組状況

| | | |
|----|---------------------------|----|
| 1 | 福島県土地開発公社 | 1 |
| 2 | (財)ふくしま自治研修センター(シツタツ分) | 3 |
| 3 | (財)福島県観光開発公社・(財)物産プラザふくしま | 9 |
| 4 | (財)福島県農業振興公社 | 13 |
| 5 | (社)福島県林業公社 | 17 |
| 6 | (財)福島県きのこ振興センター | 21 |
| 7 | 福島県住宅供給公社 | 23 |
| 8 | 福島県道路公社 | 27 |
| 9 | (財)福島県建設技術センター | 31 |
| 10 | (財)福島県下水道公社 | 33 |
| | 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性(H18.3) | 39 |

平成18年5月

福島県行財政改革推進本部
(公社等外郭団体見直し部会)

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|-----------|-------|-----------------------|
| 団体名 | 福島県土地開発公社 | 担当組織名 | 企画調整部企画調整総務領域土地調整グループ |
|-----|-----------|-------|-----------------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み

今後の在り方の実現方策を取りまとめた「経営方針」に基づいて、適正な債権管理や組織・人員体制の合理化を着実に推進する。

【今後の在り方の骨子】（平成17年3月25日公社等外郭団体見直し部会決定）

新規事業に着手せず、継続事業及び債権管理のみを行い、業務量に見合った組織・人員体制への合理化を進めていく。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- 1 目的を達成するため、次の業務を行う。
 - 一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - ア 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地
 - ウ 公営企業の用に供する土地
 - エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - オ 観光施設事業の用に供する土地
 - カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ク 航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するために特に必要な土地
 - 二 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
 - 三 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設及び公共施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

進 行 管 理 体 制

企画調整部土地調整グループを中心に、関係部局等との調整を適宜行いながら、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的客観的な点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組み実績と今後の取組み

【目標 土地開発公社の「経営方針」に基づく着実な取組み】

(1) 適正な債権管理

ア 土地開発公社を設置する地方公共団体への国の新たな支援策を活用するため、先行取得した土地等の取得・処分・保有にかかる計画および経営健全化のための具体的措置などをまとめた「公社経営健全化計画」を策定した。(県：H18.3) 【計画どおり実施】

経営健全化の期間等 : 平成18年度から5年間で、県の委託により取得した用地(総額約164億円)を県が再取得する可能性について検討。

経営健全化の基本方向 : 公社保有土地のうち、供用済み土地について、県が起債措置による再取得を行いながら、公社の経営の健全化を推進する。

イ 土地開発公社の主体的・自主的な経営の確立に資するため、中期的な経営の方針として、「公社経営方針」を策定した。(公社：H18.3) 【計画どおり実施】

経営方針の実施期間 : 平成18年度から概ね5年程度

経営方針の基本的な方向

- (1) 主体的・自立的な公社経営の確立
- (2) 業務量に応じた組織体制の確立
- (3) 償還計画の適切な進行管理と着実な回収
- (4) 効率的な資産運用と経費の削減による健全経営の確立

引き続き、「公社経営健全化計画」及び「公社経営方針」に基づく償還計画により適正な進行管理を行うとともに、着実な債権回収を行う。

(2) 組織・人員体制の合理化

ア 福島県道路公社との管理部門との統合等具体的な手法について検討した。(県・公社：H18.3)
両公社の管理部門統合によるメリット・デメリットについて、土木総務領域総務予算グループ及び道路領域道路企画グループと数回にわたり検討を重ねた。

イ 業務量に合わせ、理事定数の見直しや職員数の削減を行った。(県・公社：H18.3)

常勤役員を2名から1名に削減

職員を20名から9名に削減、常務理事兼総務部長が業務課長も兼務、原町支所次長職を廃止

【前倒しで実施】

道路公社との管理部門統合については、両公社を取り巻く状況が変化したことなどから、今年度、整理を前提に再検討する。

また、今後の業務量に合わせ、引き続き組織・人員体制の合理化を図っていく。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|----------------------------------|-------|--------------------------|
| 団体名 | 財団法人ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま) | 担当組織名 | 企画調整部地域づくり領域 地域政策グループ |
|-----|----------------------------------|-------|--------------------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 基本的方針の策定等

今後のシンクタンク運営の基本的方針を策定し、県内自治体の抱える課題に重点を置き、人的、財的資源を集中することにより、自治体の政策提言機能と課題解決への支援機能の強化を図る。

【目標 2】 地域づくりコーディネート機能の強化

住民協働ワークショップなど多様な住民参加手法を取り入れ、県内自治体と地域住民を結ぶコーディネート機能を強化し、住民協働による地域づくりへの支援を行う。

《寄附行為上の事業内容》

- (1 県内地方公共団体の職員に対する研修の実施)
- (2 県内地方公共団体が実施する研修に対する助言及び援助)
- 3 地方自治の振興に関する自主調査研究並びに情報の収集及び提供
- 4 地方自治の振興に関する調査研究の受託
- (5 ふくしま自治研修センターの施設に関する管理の受託)

進 行 管 理 体 制

各研究員の活動については、四半期ごとに自己点検評価を行うとともに、内部管理評価委員会（仮称）を設置してその管理を行う。

全体の進行管理についても、同委員会により、四半期ごとに事業の執行状況及び成果に関する点検評価を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度 1 回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 基本の方針の策定等】

シンクタンク運営の基本の方針に基づき、自治体の政策提言機能と課題解決への支援機能の強化を図るため、他の外部専門機関との連携強化、専門研究員や特別研究員の活用、情報収集・発信の拡充等を行ったことにより、大学教授等を研究アドバイザーに迎え、質の高い政策提言を行うとともに、自治体の実態に即した政策提言を行うことができた。さらに、事務所移転により管理経費の縮減が図られた。

1 基本の方針の策定等（県・公社）

プロジェクトチームによる報告書の策定（県 H17.9）

平成17年3月に策定した基本の方針に基づき、地域に根ざした調査研究機関として、政策提言機能とコーディネート機能等を強化するため、シンクタンクふくしまの今後のあり方について、関係部局からなるプロジェクトチームを設置し、報告書を策定した。

〔プロジェクトチームの概要〕

設置時期：平成17年5月

構成機関：企画調整部（総務企画グループ）
 " （首都機能移転・超学際グループ）
 " （地域政策グループ）
 総務部（総務予算グループ）
 " （職員研修グループ）
 " （行政経営グループ）

〔報告書の概要〕

超学際的研究機関との業務連携

外部の専門研究機関等との一層の連携により政策提言機能の強化を図るため、超学際的研究機関との連携を進める。

事務所の移転

政策提言機能を強化するため、管理経費を縮減するなど、資源の有効活用を図る必要があることから、賃料の低い事務所に移転する。

【計画どおり実施】

他のシンクタンク機関との連携強化（公社 H17.12～）

NPO法人超学際的研究機関と協議し、互いの組織への加入（会員登録）、定期的な情報交換会の実施その他について、互いに連携を深めていくことで合意した。

〔連携内容〕

- ・互いの組織への加入（会員登録）
- ・定期的な情報交換会の実施
- ・セミナー等への後援
- ・受託調査研究の紹介
- ・互いの組織のPR

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

2 外部専門機関との連携強化（公社）

福島県内シンクタンク連絡交流会の開催（例年2月開催）

講演：福島県企画調整部地域振興グループ参事（演題：「福島県の過疎・中山間地域振興政策」）

連絡交流会の構成員

シンクタンクふくしま、福島経済研究所、いわき未来づくりセンター、大東銀行、NPO法人超学際的研究機関（初参加）

【計画どおり実施】

いわき未来づくりセンターとの定期的な情報交換

相互の研究の進捗状況や研究内容について意見交換を行った（5回）

【計画どおり実施】

仙台都市総合研究機関との定期的な情報交換

相互の研究の進捗状況や研究内容について意見交換を行った（3回）

【計画どおり実施】

地方シンクタンク協議会等への参加
交流会、研修会等に参加した（6回）

【計画どおり実施】

福島大学との共同研究等

自主調査研究「地域内団体の連携とコミュニティの活性化」について、福島大学人間発達文化学類
助教授・牧田実氏との共同研究を行った。

【計画どおり実施】

人的ネットワークの活用

各種調査研究において、人的ネットワークを活用し、有識者からの指導助言を求めた。

【計画どおり実施】

所内研究会等での活用

所内研究会の講師に福島大学、東北大学などの教授等を招くとともに、機関誌「ニュースレター」に
寄稿を依頼するなどして、連携を図った。

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

3 専門研究員の拡充、客員研究員制度の創設（公社）

市町村との共同研究の実施（県 H17.12）

専門研究員の協力を得て、伊達5町と「地域住民自治組織」をテーマにした共同研究を行い、伊達5
町に報告書を提出した。

（報告書の概要）

時代背景

伊達市の概要

各町の住民活動の現状と課題

地域住民自治組織の先行事例

伊達市の地域住民自治組織（フレームワーク及び支援体制）

【計画どおり実施】

人的ネットワークの活用

自主調査研究、受託調査研究等に関するアドバイス、シンポジウム等開催に関する助言、外部専門機
関とのネットワークの拡充などについて、専門研究員の活用を図った。

また、法政大学の教授など県外の外部専門機関の職員をセミナーの講演者、調査研究のアドバイザー
等として活用した。

【計画どおり実施】

客員研究員制度の創設

客員研究員制度の創設については、次の理由により、当面、採用しないこととした。

- ・ 調査研究の質を高め、また、その充実を図ることについては、大学教授との共同研究やアドバイ
ザーの積極的活用により対応する。
- ・ 厳しい財政状況の中、相応の費用（研究費など）を要する客員研究員制度を導入することは、管理
運営上、適切ではない。

【上記2の外部専門機関との連携強化等により、大学教授等とのネットワーク活用など、外部の
専門的知識を本格的に導入することにより、調査研究の質を高め、その充実を図ることとする。】
、 については、平成18年度も引き続き実施する。

4 特別研究員とのネットワークの緊密化（公社）

所内研究会講師としての活用

所内研究会において、特別研究員を講師として招いた（2回）

（テーマ）

- ・ 「会津高原高畑スキー場等の経営見直しに関する調査の概要と公共施設管理運営改善における視点」
- ・ 「いわき市における地域資源を活かした産業の活性化について～産学民官の連携による地域再生～」

【計画どおり実施】

機関誌への寄稿

機関誌「ニュースレター」に特別研究員の寄稿（レポート）を掲載した。

【計画どおり実施】

意見・情報交換

所内研究会等に特別研究員の参加を得て、意見情報交換を行った。

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

5 自治体の課題に適合したテーマ設定（公社）

情報交換の緊密化

シンクタンクが実施している「ミニ講座」の場を利用してアンケートを実施し、県内自治体のニーズの把握に努めた（県内3方部（県中・会津・相双）1回ずつ）。

県内市町村に対して、昨年度に引き続き、平成18年度の自主調査研究のテーマ設定の参考とするため、アンケート調査を実施した。また、県に対しても、企画調整部に対して県各部の行政課題の取りまとめを依頼し、調査を行った。

【計画どおり実施】

情報交換体制の整備

メールマガジンの配信を開始した（公社 H17.5～）。

配信回数 5回

配信先 県（205）市町村（61）賛助会員（13）その他（66）

配信内容 各種の情報（ミニレポート、ニュースレター、ミニ講座、所内研究会、地域情報ライブラリー、イベント、その他）

ホームページから登録申込することが可能。

【計画どおり実施】

自治体との共同研究等の新たな手法の検討

専門研究員の協力を得て、伊達5町と「地域住民自治組織」をテーマにした共同研究を行い、伊達5町に報告書を提出した。（3再掲）

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

6 調査研究成果の発表の場の拡充（公社）

研究報告書「ミニレポート」の発行

「ミニレポート」（12、13）により調査研究成果を発表

メールマガジンで情報提供、ホームページに掲載、セミナー等で配布

【計画どおり実施】

機関誌ニュースレターの発行

「ニュースレター」（30、31、33）により調査研究成果を発表

メールマガジンで情報提供、ホームページに掲載、セミナー等で配布

【計画どおり実施】

ミニ講座の開催（実績：県内3方部（県中・会津・相双）各1回）

【計画どおり実施】

研究員の派遣（実績：12団体21回）

各種団体等が行う研修会、委員会等に対して、研究員を講師、委員等として派遣

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

なお、今年度、福島民友新聞において、月1回のコラム「シンクタンクふくしま「時代」を読む」を担当することとなり、調査研究の成果等を分かりやすく県民に提供することとしている。

7 地域情報ライブラリーの利用促進（公社）

機関誌「ニュースレター」32、ミニ講座、市町村訪問等の機会、さらにはメールマガジン2、3において「地域情報ライブラリー」のPRを行った。

平成17年度末の登録情報件数：25,679件

〔地域情報ライブラリーへのアクセス方法〕

手法1：シンクタンクふくしまのホームページからアクセス
キーワードで検索（例えば「地産地消」など）

手法2：電話やFAXによる照会
所の担当者が検索

手法3：直接、来所して検索
閲覧

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

8 内部評価管理委員会の設置（公社）

平成17年度に内部評価管理委員会を設置し、各研究員の活動について、四半期ごとに自己点検評価を行うとともに、事業全体についてもほぼ同様の方法で進行管理等を行い、点検評価を行ったことにより、随時多角的な問題検討が可能になり、事業遂行がスムーズになった。

| | |
|------|---|
| メンバー | 副所長（委員長） 総括首席研究員、研究員、専門研究員 |
| 内容 | ・研究計画及び研究スケジュール等（第1回） ・第1四半期の反省及び進捗状況報告等（第2回） ・第2四半期の反省及び進捗状況報告等（第3回） ・研究内容、進行管理等の反省及び評価等（第4回） |

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

【目標2 地域づくりコーディネート機能の強化】

県内自治体と住民を結ぶコーディネート機能を強化し、住民協働による地域づくりへの支援を行うため、ワークショップ手法の導入、地域づくり団体との連携、県内自治体からの相談対応及びニーズの把握等を行ったことにより、具体的な地域づくりの支援が図られた。

1 多様な住民参加手法の導入、実践（公社）

ワークショップ手法の導入

受託調査事業（5団体5件）の中でワークショップを実施し、行政・住民協働による地域づくりを支援した。

〔実施概要〕

| | |
|--------|---|
| 住民等の参加 | 210人 |
| 開催回数 | 延べ30回 |
| 参加者の反応 | 参加者の多くが好意的に評価している。 計画実現に向かって進めるよう、地域としても協力する気持ちになる 異業種の人との交流で、まちづくりの新たな切り口を見つけることができる など |

ワークショップ研修会の開催（公社 H18.1）

主に市町村職員を対象に、実践的なワークショップ研修会を開催した。

〔研修会内容〕

| | |
|-----|---|
| 参加者 | 16名 |
| 内容 | シンクタンクふくしまのワークショップ運営事例について 特別講演「ワークショップ活用増進ワークショップ」 実践研修「WS入門ワークショップ」 |

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。（なお、については、自治研修センターと調整をしたうえで決定する。）

2 地域づくり団体との連携（公社）

「地域づくり懇談会」の開催（H17.11）

二本松市において「地域づくり懇談会」を開催し、所長がまちづくり団体の代表者と意見交換を行った。

【計画どおり実施】

地域づくり団体のとりまとめ組織との連携（H18.1）

「オフィスうつくしま」の協力を得て、その広報誌にシンクタンクふくしまの記事を掲載し、シンクタンクふくしまのPRを行った。

「オフィスうつくしま」の登録NPOのうちの希望団体に対して、メールマガジンの配信を開始した。

【計画どおり実施】

ホームページの修正（H17.12）

ホームページに「地域づくり団体情報」のコーナーを設け、地域づくり団体の情報を掲載した。

【計画どおり実施】

平成18年度も引き続き実施する。

3 地域づくり相談機能の強化（公社）

シンクタンクに蓄積された地域づくりに関する各種情報に基づき、県内自治体からの相談に応じるとともに、併せて地域ニーズの動向の把握に努めた。

【計画どおり実施】

〔相談件数の推移〕

| 年 度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 相談件数 | 56件 | 50件 | 50件 | 60件 | 70件 | 81件 |

平成18年度も引き続き実施する。

【過去3年間の主な調査研究実績】

| | 業 務 名 | 概 要 |
|--------------|-------------------------------------|---|
| 15 年 度 | ふくしま協働のまちづくり市民推進会議ワークショップ等運営業務(受託) | ワークショップ(課外含む)の開催(9回)、提案書の取りまとめ |
| | 「新うつくしま子どもプラン」見直しのための県民意識等調査事業(受託) | 子育て環境等に関する県民意識調査及び少子化等の要因分析・将来予測 |
| | 新地町行政診断業務(受託) | 財政診断、事務事業診断、定員管理・給与診断(現状分析と課題の検討) |
| | 地方分権時代の地方債制度の方向性(自主) | 地方債制度の現状と課題、地方分権時代の地方債制度の方向性の検討 |
| 16 年 度 | 福島県内の地方自治体における行政評価実施状況～現状と課題～(自主) | 県内地方自治体における行政評価の取組状況、自治体の目標と目標に対する現状 |
| | 「うつくしま21」中間総点検調査(受託) | 社会経済情勢の調査・分析、県民アンケート調査、研究会の運営 |
| | 会津高原高畑スキー場等の経営見直しに関する調査(受託) | 運営状況診断、外部環境診断、アンケート調査、先進事例調査、財務分析診断、財務予測・企業会計シミュレーション、経営改革プラン策定 |
| | 地産地消と食育(自主) | 学校給食の取組み紹介、地域活性化戦略の提案 |
| | 水道事業への公民パートナーシップ(PPP)の導入(自主) | 水道事業の現況と課題、PPP導入事例研究に基づく民間委託の実際と課題の整理 |
| 17 年 度 | 地域自治組織に関する調査(自主) | 地方制度に関する動向の整理と先進事例調査(全国・県内) |
| | 西郷村環境基本計画策定業務(受託) | アンケート調査、ワークショップ、ヒアリング調査、環境基本計画の策定 |
| | 会津若松市新長期総合計画策定に係る市民ワークショップ運営等業務(受託) | ワークショップの開催(7回)、提言書のとりまとめ |
| | 郡山市湖南町地域振興計画策定業務(受託) | 現状と課題の整理、現地調査、先進事例調査、委員会の運営(3回)、地域振興計画の策定 |
| | 伊達市の地域住民自治組織に関する調査研究(自主) | 伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の各職員と共同研究会を設置、地域自治組織のあり方を提言 |
| | 地産地消における「連携」について(自主) | 南会津地域を例として、地産地消の連携方策について提案 |

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|------------------------------|-------|---------------------------------|
| 団体名 | (財)福島県観光開発公社 (財)物産プラザふくしま | 担当組織名 | 商工労働部地域経済領域 県産品振興グループ・観光グループ |
|-----|------------------------------|-------|---------------------------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 三団体（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合

福島県の観光及び物産振興機関の今後の在り方について早急に検討し、平成20年3月を目途に、(財)物産プラザふくしま、(財)福島県観光開発公社及び(社)福島県観光連盟の統合を進める。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

(財)物産プラザふくしま

- 1 人材育成、ふるさと産業おこし運動の啓発及び啓蒙
- 2 地域間交流、国際交流及び異業種交流並びにイベントの振興
- 3 製品の開発、育成及び相談指導
- 4 製品の普及宣伝及び販売
- 5 物産展、見本市等の開催及び参加並びに商取引の斡旋
- 6 ふるさと産業おこし、産品振興のための業務の委託
- 7 ふるさと産業おこし、産品振興のための情報の収集と提供
- 8 観光事業との連携及び推進
- 9 その他物産プラザの目的達成に必要な事業

(財)福島県観光開発公社

- 1 地方公共団体等が所有する観光施設の受託管理に関する事業
- 2 観光関連施設の建設とその管理及び処分に関する事業
- 3 観光事業用地の取得、造成、管理及び処分に関する事業
- 4 観光開発に関連する公的な法人への出資に関する事業
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業

(社)福島県観光連盟

- 1 内外観光客の誘致促進
- 2 観光物産、観光文化の振興
- 3 観光振興のためのイベント等の実施
- 4 観光地の美化、観光案内施設の整備等観光地の環境整備

- 5 観光事業従事者の福利厚生のための事業
- 6 観光事業従事者の人材確保及び資質の向上のための事業
- 7 観光事業に係る接遇の向上等に関する調査研究
- 8 外客受け入れのための観光施設に関する情報提供
- 9 1 から 8 の事業の円滑な実施を確保するための基金の造成
- 10 観光の振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐
- 11 その他本会の目的を達成するために必要な事業

進行管理体制

県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟及び関係機関を構成員とする「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」を設置し、県及び各団体が主体となって、統合による観光及び物産振興機関の今後の在り方について、専門家や学識経験者等の意見を聴取し、総合的に検討していく。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による統一的・客観的な点検評価を定期的を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標 三団体（物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟）の統合】

1 今後の在り方の検討（県、物産プラザふくしま、観光開発公社、観光連盟 H18.3月）

（1）「福島県観光及び物産振興機関見直し検討委員会」の設置（H18.3.29）

・検討委員会委員（10名：設置時点）

（財）福島県観光開発公社 畠腹副理事長、後藤常務理事

（財）物産プラザふくしま 池田理事長、鈴木副理事長

（社）福島県観光連盟 菅野副会長、鈴木副会長

福島県市長会 大内常務理事

福島県町村会 羽根田常務理事

福島県商工労働部 鈴木部長

同 地域経済領域 野崎総括参事

- ・第1回委員会において、平成18年10月を目途に、8回程度の委員会及び数回のワーキンググループの開催を経て、報告書を取りまとめていくという日程案が了承された。

なお、取りまとめた報告書は、18年12月に三団体の理事会（総会）へ提出する予定。

【計画どおり実施】

（2）三団体の統合による観光及び物産振興機関の今後の在り方についての検討

（検討項目）

ア 福島県の観光及び物産振興の目指すべき方向

イ 三団体の在り方（課題、役割、業務、組織等）

- ・第2回委員会を18年4月26日に開催。内容は外部有識者（株）ジェイティービー常務取締役清水慎一氏）による講演及び委員との意見交換
- ・今後、数回のワーキンググループ（メンバーは未定、実務担当者レベルを想定）及び委員会を経て、報告書を取りまとめていく

2 統合の諸課題、事務手続の整理・検討

統合にあたっての諸課題、事務手続等を整理検討する。

ア 統合の方法

- ・ 統合目的を達成するために最もふさわしい組織形態の検討
- ・ 組織形態が異なる団体の統合の方法
- ・ 新公益法人制度を踏まえた検討 等

イ 寄附行為、諸規程の整備（組織、会計、財産、サービス、給料等）

- ・ 新たな組織形態として必要となる諸規程の整備
- ・ 三団体の現行規程との調整

ウ 法的手続や届出（国、県）

- ・ 必要となる法的手続きや届出の洗い出し

3 統合手続

ア 統合理事会の開催

イ 統合に伴う法的手続

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|------------|---------------|--------------|----------------|
| 団体名 | 財団法人福島県農業振興公社 | 担当組織名 | 農林総務領域総務予算グループ |
|------------|---------------|--------------|----------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 第二次経営合理化計画に基づく取組み

第二次経営合理化計画（平成14年6月策定）に基づき、次の各事項に取り組み、累積欠損金（13年度末で約618百万円）を平成18年度末までに約490百万円（128百万円）に縮減する。

収益事業の廃止を踏まえ、また、今後の公益事業の業務量の推移を見極めながら、必要最小限の組織人員体制とする。

より一層の経費節減を図る。

農地保有合理化事業等手数料の増収を図る。

【目標 2】 長期保有地の処分

開発関連長期保有地や一般長期保有地、その他の長期保有地の早期処分に向けた具体的な措置を講ずる。

《寄附行為上の事業内容》

- 1 農地保有合理化事業等に関すること。
- 2 農業構造の改革に資する事業に関すること。
- 3 就農支援資金等の貸付及び就農の支援促進等に関すること。
- 4 特定鉱害復旧事業等に関すること。
- 5 農業の振興に関する調査研究及び啓発、宣伝に関すること。

進 行 管 理 体 制

農業振興公社の第二次経営合理化計画（平成14年6月18日策定）については、計画策定に関係した総務予算グループ、普及教育グループ、担い手育成グループ及び公社において進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 第二次経営合理化計画に基づく取組み】

〔累積欠損金の縮減実績〕

累積欠損金を平成18年度末までに 128百万円縮減

(単位:百万円)

| 年 度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 備考 |
|--------|------|------|------|------|------|----|
| 実行計画 | 25 | 26 | 24 | 26 | 27 | |
| 実 績 | 21 | 29 | 32 | 31 | | |
| 実績(累計) | 21 | 50 | 82 | 113 | | |

平成17年度実績については、見込みの数値

1 組織人員の適正化(公社)

| 区 分 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 常勤役員 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | (1) |
| 職 員 | 15 | 14 | 12 | 12 | 12 | 13 | (12) |

青年農業者等育成センター業務の強化のため、18年度に1名増

【計画どおり実施】

2 経費の削減(公社)

| 実行計画の内容 | 実績 |
|--|-------------|
| 5年間、役職員年間給与の約1割を削減：年間約11,300千円節減 | 約12,801千円節減 |
| 借室料等を年間約3,500千円節減 | 約3,799千円節減 |
| 事務補助員雇用月数を平成13年度の約2分の1に削減し、雇用経費を年間約2,200千円節減 | 2,035千円節減 |
| 5年間、県内日帰出張の旅費(日当)非支給：年間1,300千円節減 | 約1,706千円節減 |

【計画どおり実施】

3 収入の確保（公社）

農作業受委託手数料の新設及び農地賃貸借手数料徴収対象の拡大による手数料増収
（単位：千円）

| 年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 計画額 | 2,800 | 3,600 | 5,000 | 6,000 |
| 実績額 | 4,520 | 6,360 | 7,730 | |

【計画どおり実施】

4 県の助成措置（県）

公社が県行政の補完的業務にのみ取り組むこと及び経営合理化を進めていくことを踏まえ、所要の助成措置を実施。（実績：約 205,033 千円）

【計画どおり実施】

5 次期計画の策定検討（公社 H17～）

《17年度》

第二次経営合理化計画（計画期間：14～18年度）後の計画の策定について検討した。

《18年度》

【計画どおり実施】

17年度の検討結果を踏まえ18年度中に策定する。

【目標2 長期保有地の処分】

〔長期保有地の状況〕

| 区分 | H14.12実行計画 策定時保有面積 | H14～H16までの 処分量 | H17中処分量 | 今後の処分量 |
|---------------|-----------------------|-------------------|---------|--------|
| 開発関連長期保有地 | 50.2ha | 1.4ha | 0.5ha | 48.3ha |
| 郡山市郡山東部地区 | 27.4ha | 0.0ha | 0.5ha | 26.9ha |
| 会津若松市大戸地区 | 9.8ha | 0.0ha | 0.0ha | 9.8ha |
| 相馬市磯部地区 | 5.4ha | 1.4ha | 0.0ha | 4.0ha |
| 相馬市柚木地区 | 7.6ha | 0.0ha | 0.0ha | 7.6ha |
| 一般長期保有地（6市町村） | 10.1ha | 2.1ha | 2.9ha | 5.1ha |
| その他の長期保有地 | 115.5ha | 111.2ha | 4.2ha | 0.1ha |
| 相馬市東玉野地区 | 1.1ha | 1.1ha | -ha | -ha |
| 相馬市横川地区 | 40.4ha | 40.4ha | -ha | -ha |
| 相馬市今田地区 | 63.6ha | 63.6ha | -ha | -ha |
| 相馬市磯部地区 | 6.2ha | 6.1ha | 0.0ha | 0.1ha |
| 相馬市和田地区 | 4.2ha | 0.0ha | 4.2ha | -ha |

1 開発関連長期保有地の処分策

関係機関（県、関係市）と協議し、公用、公共用等、他用途利用も視野に入れた具体的有効利用方を検討。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、関係機関（県、関係市）との協議の中で引き続き柔軟に対応する。

売渡に当たり、差損対策や支援対策等について、引き続き関係機関（県、関係市）との協議を重ね、処分に努める。

2 一般長期保有地の処分策

市町村農業委員会等と協議しながら、売渡先の掘り起こしを行い、早期処分に努める。

売渡価格は、公社の規定に沿った価格を基本とするが、近年の農地価格動向を踏まえ、近傍価格も参考にし柔軟な対応も検討する。

農地価格の下落等に備えるため、売買事業損失引当金の積み増しを行う。

年度実績：600万円の積み増し

3 その他の長期保有地

実質的に全て処分が完了した。残地（道水路）についても処分手続き中である。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|------------|-------------|--------------|---------------------|
| 団体名 | 社団法人福島県林業公社 | 担当組織名 | 農林水産部森林林業領域森林整備グループ |
|------------|-------------|--------------|---------------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 森林施業の見直し

公社造林の公益的・多面的機能の高度・持続的発揮、造林木の材価安定・向上のため、森林施業について次のとおり見直す。

| 区 分 | 管理育成 | 契約期間 | 伐採方法 | 返還方法 | 分収方法 |
|-------|-------|------|------|--------|--------|
| 現 行 | 生産林特化 | 60年 | 皆 伐 | 裸 地 | 換 金 |
| 見直し方向 | 針広混交林 | 80年 | 択 伐 | 未伐木は返還 | 換金及び材積 |

【目標 2】 抜本的な収支改善策の取組み

第2次改善計画（平成13年6月策定）期間末の平成80年度時点で、材価等が現状で推移した場合、約372億円の損失が見込まれることから、公社自らの改善策、県の支援による改善策、及び土地所有者の協力による改善策を実施することにより経営改善を図る。

《経営改革による長期収支改善策の概要》

| 区 分 | 取 組 内 容 | 改善効果 (億円) |
|----------------|---|--------------|
| 公社自らの改善策 | 管理費等節減、及び木材販売対策強化 | 30 |
| 県の支援による改善策 | 公庫借入金の繰上償還に伴う無利子貸付の実施、公庫新規借入中止 | 138 |
| 土地所有者の協力による改善策 | 現行分収契約（割合）を [公社80：土地所有者20] に変更 （ただし、市町村有地は [公社89：市 町 村11] に変更） | 106 |

《定款上の事業内容》

- 1 造林又は育林及び伐採に関する事業
- 2 森林の造成及び施業の受託に関する事業
- 3 分収造林及び分収育林制度の促進に関する事業
- 4 森林、林業に関する普及啓発事業
- 5 林業の経営、技術の指導等林業の振興に関する事業

進行管理体制

平成18年5月開催の通常総会において、改革目標を織り込んだ第2次改善計画変更の承認を得、平成18年度中に計画期間の延長を含め現分期計画（期間：平成15～19年度）の見直しを行う。

また、平成80年度を目標とした長期計画であることから、見直し後の現分期計画以降においても原則として5年を一期とする分期計画を策定する。

公社の進行管理委員会において、第2次改善計画・同分期計画に基づく改善内容、及び分収契約変更を含めた業務内容の進行管理を行う。

第2次改善計画を含めた分期計画の実施状況については、毎年ホームページ等により公表する。

県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、福島県公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標1 森林施業の見直し】

《平成17年度》

1 抜本的な改革内容の決定〔県〕 平成18年3月

公益的機能発揮を重視した施業方法や分収割合見直しなどによる収支改善策等を柱とした抜本的な経営改革案を「公社等外郭団体見直し部会」に諮り、決定を得た。

- ・ 関係部局によるプロジェクトチームを設置・検討（平成17年4月設置、7回開催）
- ・ 「行財政改革推進委員会」からの意見聴取（平成17年5月、平成18年2月）

【計画どおり実施】

2 第2次改善計画の見直し基本方針の決定〔公社〕 平成18年2月

社会経済情勢等の変化や公社事業に求められる役割に対応した計画とするため、現在の第2次改善計画の見直しを図るための「林業公社施業・経営改革基本方針」を決定した。

- ・ 公社役員市町村担当課長で構成する「林業公社施業・経営改革検討会」を開催し、新たな経営の在り方について検討（平成18年1月）
- ・ 第2回理事会において、「林業公社施業・経営改革基本方針」を決定（平成18年2月）

〔林業公社施業・経営改革基本方針（概要）〕

ア 森林の多面的機能の発揮に配慮した施業体系への転換

イ 経費削減等の徹底、農林漁業金融公庫借入金の繰上償還、分収割合の見直し等、更なる経営改善への取組み

【計画どおり実施】

《平成18年度》

1 第2次改善計画改定の決定〔公社〕（5月）

改革目標 に沿い改定した第2次改善計画を総会に諮り承認を得る。

改革目標

【目標1 森林施業の見直し】及び【目標2 抜本的な収支改善策の取組み】に記載した内容をいう。

2 現分期計画の見直し〔公社〕（2月）

年次毎の具体的実行計画である分期計画（現計画：平成15～19年度）について、平成21年度を目標年次としている分収割合の見直しなど新たな経営改善策を踏まえ、計画期間の延長とともに計画内容の見直しを行う。

【目標2 抜本的な収支改善策の取組み】

1 公社管理費等の節減等（公社自らの改善策）〔公社〕

管理費等の節減

ア 人件費等管理費の節減

期末手当、定期昇給額の縮減等により、管理費の縮減を行う。

| 年 度 | 年度節減額 | 年度節減額 | 備 考 |
|-------|----------|----------|-----|
| 計 画 額 | 32,159千円 | 31,961千円 | |
| 実 績 額 | 34,815千円 | - | |

節減額は、平成13年度実績額を基準として削減した額である。

【計画どおり実施】

イ 森林施業の合理化

近接する団地での施業などの合併発注による諸経費の節減を行う。

| 区 分 | 発 注 件 数 | | 経 費 節 減 額 | | |
|-----|---------|-------|-----------|----------|----------|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | |
| 計 画 | 集約前 | 630 件 | 600 件 | 26,000千円 | 24,000千円 |
| | 集約後 | 340 件 | 320 件 | | |
| 実 績 | 集約前 | 604 件 | - | 22,029千円 | - |
| | 集約後 | 339 件 | - | | |

合併発注による工事費増に伴い諸経費率が漸減することから諸経費の節減が図られる。

【概ね計画どおり実施】

一括発注による事務負担の軽減（年度）

対象地域の森林に年度間を通して必要な事業種の一括発注方式を試行する。

ウ 立木販売等の増収対策

計画的かつ積極的な間伐により、間伐収入を確保する。

| 区 分 | 収入確保面積 | | 間伐収入 | |
|-------|--------|-------|----------|----------|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 計 画 額 | 92 ha | 83 ha | 1,600 千円 | 4,100 千円 |
| 実 績 額 | 30 ha | - | 2,134 千円 | |

エ 無利子資金の活用

無利子の森林整備活性化資金を積極的に活用する。

| 区 分 | 資金活用対象面積 | | 資金活用額 | |
|-------|----------|--------|-----------|-----------|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 計 画 額 | 1,025 ha | 848 ha | 54,270 千円 | 46,246 千円 |
| 実 績 額 | 1,051 ha | - | 49,692 千円 | - |

【計画どおり実施】

オ 借入金利負担の軽減化（新規項目）

既往の借入金について低利な借換制度を積極的に活用する。

| 区 分 | 借換金額 | | 備 考 |
|-------|------------|------------|-----|
| | 年度 | 年度 | |
| 計 画 額 | - | 343,192 千円 | |
| 実 績 額 | 348,482 千円 | - | - |

【計画どおり実施】

2 繰上償還等の実施（県の支援による改善策）〔県・公社〕

《平成18年度》

利率3.5%超の農林漁業金融公庫借入金を繰上償還（約22億円）し、金利負担の軽減化（軽減効果：約32億円）を図る。

3 造林分収契約の見直し（土地所有者の協力による改善策）〔公社〕

《平成18年度》

市町村有地（該当市町村数：8市町村）に係る造林分収契約変更を行う。

契約変更内容： 分収割合（現在 公社60：市町村40 変更後 公社89：市町村11）

契約期間（現在 60年 変更後 80年）

分収造林地に係る登記事項調査及び登記所有名義人の権利異動等調査を実施する。

（参考）公社の主たる事業である「分収造林事業」の概要

公社による分収造林は、山村地域の資源の有効利用を図るため、「資金がない」「労力がない」といった事情で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採までの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年間で、伐採後の売却収益を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/3以下（ピーク時の1/5以下）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は行き詰まることが想定される。

公社が経営する森林は、そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、当分の間は収入が期待できず、経営面で厳しい状況にある。（林業は、資本の投資から回収まで極めて長期間を必要とする特質がある。）

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|------------------|-------|----------------|
| 団体名 | 財団法人福島県きのこ振興センター | 担当組織名 | 農林水産部県産材特産グループ |
|-----|------------------|-------|----------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 きのこ振興センターの在り方の抜本的な検討

県は、存廃も含め、きのこ振興センターの在り方について抜本的な検討を行う。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

財団法人福島県きのこ振興センター寄附行為における事業内容

- (1) きのこ類の振興に必要な栽培、加工及び流通に関する情報の収集と提供
- (2) きのこ生産者の栽培技術の向上を図るため専門的かつ高度な技術の普及指導
- (3) きのこ生産者相互の栽培技術向上のための意見交換の場の提供等、技術交流の促進
- (4) きのこ種菌及びきのこ類生産の原材料の検査及び検定
- (5) きのこ類の需要拡大を図るためのイベント開催
- (6) きのこ種菌の増殖及び供給
- (7) きのこ類の振興に必要な原種菌の保存
- (8) きのこ類の新しい栽培技術、原材料、生産資・機材及び新品種による生産の実証
- (9) センター施設の管理運営に関する事業の委託
- (10) その他きのこ類の振興のために必要な事業

進 行 管 理 体 制

「存廃も含めたきのこ振興センターの抜本的な検討」については、農林水産部において進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標 きのご振興センターの抜本的な検討】

1 存廃も含めたきのご振興センターの抜本的な検討

《平成18年度》

存廃も含めたきのご振興センターの抜本的な検討を行う。

検討の方法として、問題点、課題を整理し、環境変化を踏まえた事業の必要性、設立目的、役割の検証の視点で検討し、関係機関と調整のうえ、結論の取りまとめを行う。

「農林水産部きのご振興センター検討会議」の設置・検討（県）

平成18年3月30日開催の「公社等外郭団体見直し部会」において、実行計画が決定されたことを受け、「農林水産部きのご振興センター検討会議」を設置し、現状や課題、問題点の整理等を行うとともに、存廃も含めた今後の在り方について抜本的な検討を行う。

農林水産部きのご振興センター検討会議

設 置：平成18年4月19日

目 的：「公社等見直しに関する実行計画」に基づきセンターの在り方について検討を行う。

構 成 員：農林水産部政策監（議長）、関係総括参事、関係グループ参事（計12名）

きのご振興センターの在り方の決定（県）

「農林水産部きのご振興センター検討会議」における検討結果を踏まえ、関係機関と調整のうえ、きのご振興センターの在り方について、平成18年度中に県の方針を決定する。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|-----------|-------|-------------------|
| 団体名 | 福島県住宅供給公社 | 担当組織名 | 土木部建築領域建築住宅企画グループ |
|-----|-----------|-------|-------------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 整理計画の実行

公社は、平成16年9月に策定した公社整理計画（マスタープラン）に基づき、平成20年度末の解散に向けて未分譲地の販売等整理業務を遂行する。

県は、計画の進捗状況を点検しながら、必要な指導と支援を行う。

《定款上の事業内容》

- 1 住宅の積立分譲を行うこと。
- 2 住宅の建設、賃貸、その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 3 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 4 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 5 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 6 この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- 7 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 8 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸のその他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

進 行 管 理 体 制

土木部において、進行管理を行う。

運営状況など全般的な事項については、県が、毎年度1回調査を行うとともに、定期的に有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な点検評価を実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標 整理計画の実行】

1 整理計画の実行

(1) 分譲資産の販売(公社)

平成17年度に創設した住まいの環境づくり支援キャンペーンの実施等により、平成20年度までの完売を目指し、計画的な宅地販売に努める。

〔分譲・販売実績と目標(区画(戸)数)〕

| 年 度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | - | - | - | - | 119 | 117 | 98 | 86 | 62 |
| 実 績 | 185 | 89 | 217 | 168 | 115 | 108 | - | - | - |
| 残 数 | 1,025 | 936 | 719 | 551 | 435 | 327 | - | - | - |

平成16年度において、分譲事業資産から賃貸事業資産に1区画を振り替え

〔住まいの環境づくり支援キャンペーンの概要〕

分譲申込者が省エネ機器等を購入した場合、その費用に対して50万円を限度に助成する制度を平成17年9月に創設することにより、顧客に対して公社分譲のメリットをアピールし販売促進を図った。当初のキャンペーン期間を延長し、平成18年度も継続実施。

【概ね計画どおり実施】

(2) 長期借入金の償還(公社)

分譲宅地の計画的な販売とともに、経費の節減等を図りながら、整理計画期間内に償還できるように努める。

〔長期借入金償還実績と目標〕

(単位：億円)

| 年 度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目 標 | - | - | - | - | 8.5 | 7.0 | 7.0 | 6.0 | 6.0 |
| 実 績 | 19.9 | 5.2 | 10.0 | 13.5 | 8.5 | 12.0 | - | - | - |
| 残 高 | 63.2 | 58.0 | 48.0 | 34.5 | 26.0 | 14.0 | - | - | - |

【前倒しで実施】

(3) 公社所有資産の処分(公社)

整理計画に基づき、売却処分等を実施していく。

〔公社所有資産の状況と処分実績〕

| 資産の種類 | | 公社所有資産の状況(15年度末現在) | | 平成16年度 | 平成17年度の処分実績 | |
|---------|----|--------------------|---------------------|--------|-------------|---------------------|
| | | 件数 | 面積(m ²) | 件数 | 件数 | 面積(m ²) |
| 賃貸事業資産 | 土地 | 9 | 49,563.84 | 2 | 2 | 10,321.87 |
| | 建物 | 5 | 9,381.60 | 1 | - | - |
| 事業用土地資産 | | 2団地 | 77,328.23 | - | 1 | 44,860.00 |
| その他土地資産 | | 16 | 91,410.31 | 3 | 2 | 15,417.17 |

【計画どおり実施】

(4) 県関係事業の公社からの移管(県・公社)

整理計画に基づき、現在公社が行っている県営住宅や特定優良賃貸住宅等の管理業務の移管を実施していく。

〔県営住宅等の管理状況〕

| 事業名 | 区分 | 戸数(15年度末現在) | 移管等の実績 |
|------|-------|-------------|--------------------|
| 県営住宅 | 県北管内 | 1,985戸 | 平成16年度をもって終了 |
| | 県中管内 | 2,106戸 | |
| 特定優良 | 管理受託型 | 424戸 | 平成16年度をもって終了(民間移管) |
| 賃貸住宅 | 一括借上型 | 42戸 | 平成17年度をもって終了(民間移管) |

公社が行っていた県営住宅や特定優良賃貸住宅等の管理事業の移管については平成17年度をもって完了

【計画どおり実施】

(5) 経常経費の節減(公社)

整理計画に基づき、経営合理化策として、諸経費の節減に努める。

役職員数(各年度4月1日現在)

| 年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 20年度 |
|------|------|------|---------|------|
| 役職員数 | 45名 | 29名 | 26名(3名) | 20名 |
| 正職員 | 22名 | 18名 | 14名(4名) | 14名 |

人件費削減額(対前年度比): 約4,000万円

常勤役員1名、正規職員4名減に伴う人件費削減

共通経費事務費削減額（対前年度比）：約300万円

車両台数の削減（10台 5台）及び執務室（借上げ）面積の削減（123.22 m²）

| 年 度 | 16年度 | | 17年度 | | 20年度 | |
|---------|---------|------|-----------|-------|---------|-------|
| | 決算額(千円) | 15年度 | 決算見込額(千円) | 15年度比 | 推計値(千円) | 15年度比 |
| 常勤役職員 | 194,010 | 78% | 約153,000 | 約61% | 135,500 | 54% |
| 共通経費事務費 | 22,296 | 93% | 約19,200 | 約80% | 14,936 | 62% |

【計画どおり実施（正職員数については前倒し）】

（6）職員の処遇（公社・県）

整理計画に基づき、現公社職員の処遇についての支援を行っていく。

「希望退職制度」の平成17年度適用者：3名（H16.1～H18.3 合計8名：17年度で終了）

「公社職員資格取得等支援研修制度」の平成17年度適用者：3名（H16.4～H18.3 合計5名）

「民間企業派遣研修制度（17年度新規）」の平成17年度適用者：3名

うち民間企業への再就職1名（平成18年4月）

転職支援団体主催セミナー（17年度新規）への職員派遣：3名

転職支援団体職員による説明会（17年度新規）の開催

【計画どおり実施】

2 整理計画の見直し

整理計画の進捗状況に応じて、策定から2年経過時に計画内容を見直す。

整理計画策定から2年経過となる18年度内を目途に、計画の進捗状況の確認と評価を行うとともに、計画策定後の新たな要因を踏まえ見直し作業を進める。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|---------|-------|-----------------|
| 団体名 | 福島県道路公社 | 担当組織名 | 土木部道路領域道路企画グループ |
|-----|---------|-------|-----------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 中期経営計画の策定及び計画的推進

有料道路の事業主体として存続すると決定されたことを踏まえ、各有料道路の借入金等の償還期限や道路事業の今後の展開等を考慮しながら、他の団体との統合等も視野に入れ、事業及び組織について、抜本的な検討を引き続き行う。

《定款上の事業内容》

- 1 目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 福島県の区域及びその周辺地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。）の新設改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体、日本道路公団若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下(6)号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社施行令（以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行うこと。
 - (3) 第(1)号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。
 - (4) 第(1)号の道路円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他の施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。
 - (5) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
- 2 前項の業務のほか、福島県知事の許可を受けて次の業務を行う。
 - (1) 前項第(1)号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
 - (2) 委託に基づき、前項第(1)号の道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

進 行 管 理 体 制

公社において、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者　：専務理事（総務担当）

副総括責任者：専務理事（業務担当）

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、福島県公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標 中期経営計画の策定及び計画的推進】

「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会」を設置し検討を行った。（県）

第1回「道路公社事業の現状と課題」（H17.5.23）

- ・有料道路事業の制度と役割、福島県道路公社事業の現状と課題について検討

第2回「検討に当たっての論点整理」（H17.6.17）

- ・有料道路の必要性、有料道路事業の改善案及び事業展開について検討

第3回「道路公社事業の今後の展開」（H17.8.3）

- ・道路公社の経営全般にわたる改善点、道路公社事業の今後の在り方について検討

第4回「懇談会の取りまとめ」（H17.9.8）

- ・報告書（素案）の検討

構成員

| | |
|-------|----|
| 学識経験者 | 2名 |
| 利害関係者 | 6名 |
| 公募委員 | 2名 |

第5回「最終報告書による提言」（H17.10.17）

- ・報告書（案）の確認

（検討結果）

観光が本県の重要産業である位置づけから観光施策との関連で有料道路の事業主体である道路公社を残すべきとの意見、社会資本整備主体としての役割と必要性から道路公社を存続すべきとの意見に集約された。

しかし、その条件として、経費節減、利活用についてのPR、組織の見直しなど、改善点、取り組むべき課題も指摘された。 【計画どおり実施】

福島県有料道路の事業の効率的な運営を資するため「福島県有料道路事業検討会」開催した。（県）

第1回「道路公社の見直しに関するこれまでの経過等」（H17.5.10）

- ・道路公社見直しに関する経過、懇談会の委員委嘱、日程・資料等について検討

第2回「福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会の結果、今後の道路公社事業の在り方」（H17.11.15）

- ・懇談会の開催結果、報告書提言事項への対応、道路公社の収支状況、県道・市町村道の代行（受託）事業について検討

第3回「道路公社事業の改善策等、道路公社の今後の在り方に関する素案」（H18.1.31）

- ・道路公社の事業や今後の在り方について検討

構成員

| | |
|-------|----|
| 土木部 | 5名 |
| 商工労働部 | 1名 |
| 道路公社 | 3名 |

(検討内容)

有料道路事業等の在り方、事業主体としての道路公社の在り方及び経営改善のための方策について方針を決定し、今後の進め方については平成16年3月に策定した「道路公社経営方針」に基づき具体的な中期経営計画を立て、適切な執行管理を行うこととする。 【計画どおり実施】

〔参考：借入金の内訳（H17年度末）〕

（単位：百万円）

| 区分 | 路線 | 出資金 | 借入金 | | | 合計 | 無料開放時期 |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|
| | | | 県 | 県以外 | 計 | | |
| 1 | プール3路線 | | | | | | |
| | スカイライン | 525 | 40 | 1,000 | 1,040 | 1,565 | |
| | ゴールドライン | 0 | 717 | 0 | 717 | 717 | |
| | レークライン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | H25.7.25 |
| 2 | 母成グリーンライン | 159 | 1,007 | 0 | 1,007 | 1,166 | H18.9.1 |
| 3 | 那須甲子有料道路 | 140 | 1,639 | 0 | 1,639 | 1,779 | H20.9.1 |
| 4 | 福島空港道路 | 790 | 362 | 2,078 | 2,440 | 3,230 | H43.3.27 |
| 合計 | | 1,614 | 3,765 | 3,078 | 6,843 | 8,457 | |

備考1 出資金は、各路線建設時に県が出資したもので、公社の資本金に当たる。

2 借入金のうち、県からの借入金は運営資金等、県以外からの借入金は建設資金である。

3 路線毎に収支管理されるため、収益を他の路線の借入金返済に充てることはできない。

これまでの実績等

観光振興と一体となった有料道路事業を展開するため、各種イベントにおけるPR、観光団体への今後の連携のためのアンケートや有料道路利用者のニーズ把握のアンケートを実施し、また、磐梯吾妻スカイラインの再開通を今年度は例年より2週間早く実施した。

懇談会の提言内容を考慮した維持管理有料道路制度導入の検討や景観良好地点の環境整備の実施、監査機能の強化のため2名の監事のうち1名を民間人（公認会計士）からの任命及びFF制導入等意思決定の迅速化効率化に向けた検討を行った。

これら事業について引き続き18年度以降も実施していくこととする。

【計画どおり実施】

中期経営計画の策定

《計画の策定時期》

平成18年9月

《計画の主な内容》

福島県道路公社事業の在り方に関する懇談会において取り組むべき課題とされた経費節減、利活用についてのPR、組織の見直しについて取り組むこととする。

1 有料道路事業について（公社）

平成16年3月に公社が策定した「道路公社経営方針」に基づき、具体的な施策の検討を行い、可能なものから実施するとともに、県が実施する検討結果を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

（取組内容）

- ・利活用のPR
- ・通行料金と浄土平駐車場料金の一括徴収の社会実験

- ・有料道路モニター制度の実施
- ・3ライン（スカイライン、ゴールドライン、レークライン）2千万台突破利用者感謝キャンペーン
- ・HPリニューアル更新等
- ・観光振興と一体となった有料道路事業の展開等

2 関連事業について（公社、県）

- ・懇談会の提言内容を考慮した維持管理有料制度の導入の検討等
- ・景観良好地点の環境整備
（磐梯吾妻スカイライン 検討会を設置し整備の方向性を検討）

3 事業内容を踏まえた今後の組織・人員体制について（公社、県）

- ・FF制導入等意思決定の迅速化、効率に向けた検討
- ・今後の実施事業を踏まえ、他団体との統合も含めた組織、職員配置の検討
- ・土地開発公社との管理部門統合の整理等

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|----------|-------|-----------|
| 団体名 | 建設技術センター | 担当組織名 | 土木部企画技術領域 |
|-----|----------|-------|-----------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標】 中期経営計画の策定等

公共事業の動向と建設技術センターの役割を踏まえ、市町村支援・設計受託等業務、県職員派遣、積立金の有効活用等について検討を行い、中期経営計画を策定し着実に実行する。

《定款上・寄附行為上の事業内容》

- (1) 建設事業に関する研究及び相談
- (2) 建設事業に関する調査、試験・研究、設計及び監理の受託
- (3) 建設事業に関する研修
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

進 行 管 理 体 制

公社において、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者：専務理事

副総括責任者：常務理事

各部長・試験研究所長・会津支所長・原町事務所長を事業実施責任者とする。

運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

平成17年度の取組実績と今後の取組み

【目標 中期経営計画の策定等】

1 「中期経営計画策定検討会」の設置・検討（実施主体：公社）

下記により「中期経営計画策定検討会」を開催、今後の事業内容及び組織・人員体制の見直しについて検討を行った。

(1)第1回：平成17年11月30日

[検討項目]現状分析、計画の基本的方向性及び今後のスケジュールについて

[結果]課題及び次回以降の検討スケジュールの整理を行い、委員の意思統一を図った。

(2)第2回：平成18年1月27日

[検討項目]計画案の中間報告

[結果]人件費抑制策、組織見直し策等について議論がなされた。

(3)第3回：平成18年3月29日

[検討項目]「中期経営計画案」について

[結果]引き続き、人件費抑制策、組織見直し策等について議論がなされた。

(4)第4回：平成18年4月24日

[検討項目]「中期経営計画案」の最終とりまとめ

[結果]これまでの検討結果を踏まえ、「中期経営計画案」が了承された。

検討会委員：福島県土木部総務予算グループ参事、福島経営者協会会長、福島市建設部長、
公認会計士、福島商工会議所女性会会長

（検討結果）

「中期経営計画案」の概要

）事業改革

- ・センターに対するニーズを踏まえ、随時、各対象年度における事業展開の検討を行う。
- ・平成18年度に積立金の有効活用策の検討を行い、平成19年度より実施する。

）経営改革

- ・部署のスリム化、階層や職名の単純化並びに部長の決裁権限の委譲などにより、組織の効率化を図る。

）意識改革

- ・事業環境の動向や組織の現況を総合的に勘案し、県派遣職員の見直しを図る。
- ・事業のニーズに合わせた職員のスキルアップを図るべく、研修制度の見直しを行う。
- ・センターを取巻く事業環境を注視し、資格取得支援制度の見直しを行う。

【計画どおり実施】

18年度の取組内容

平成18年度は、「中期経営計画」を基本計画として、具体策となる行動計画を検討するための作業部会を立ち上げ、平成18年11月を目処に行動計画を取りまとめる。

2 積立金の有効活用策の検討（実施主体：公社）

18年度の取組内容

平成18年度から「中期経営計画」に基づく行動計画を策定する作業部会において検討する。

具体的スケジュール等は今後作業部会の中で検討するが、老朽化に伴う施設設備の更新、適時有効な事業展開の必要性などを踏まえ、公益法人としての責務を果たすべく、積立金11億7千万円の有効活用策について検討していく。

公社等見直しに関する実行計画（実施状況）

| | | | |
|-----|--------------|-------|----------------|
| 団体名 | 財団法人福島県下水道公社 | 担当組織名 | 土木部都市領域下水道グループ |
|-----|--------------|-------|----------------|

基本的方向を踏まえた改革目標

【目標 1】 指定管理者制度を含めた管理運営方法の決定

県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、指定管理者制度への移行も含め、今後の管理方針としての業務委託のあり方を定める。

【目標 2】 経営体制の更なる効率化策の検討等

下水道公社の今後の果たすべき役割を踏まえ、新たな市町村支援策の事業化検討及び事業内容に対応した体制について中期経営計画を策定し着実に実行するとともに、県職員派遣、積立金の有効活用、設計受託業務について検討する。

寄附行為上の事業内容

- 1 下水道技術の調査・研究
- 2 下水道技術者の養成
- 3 県民に対する下水道知識の普及・啓発
- 4 流域下水道の維持管理業務等の受託
- 5 下水道に係る設計及び監理等の受託
- 6 下水道に係る水質分析業務等の受託

進 行 管 理 体 制

目標 1 は、土木部において進行管理を行う。

目標 2 は、公社において、次により実施項目の進行管理を行う。

総括責任者： 常務理事（総務）

副総括責任者： 常務理事（業務）

運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、公社等外郭団体点検評価委員会等による点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

取組実績と今後の取組み

【目標 1 指定管理者制度を含めた管理運営方法の決定】

1 今後の管理方針の検討（県）

指定管理者制度を含めた、民間活用が可能な業務内容や課題を、先進事例等を参考としながら検討・整理し、18年度中に管理方針を決定する。

個別業務内容の見直し

流域下水道維持管理業務について、「事実行為としての業務」と「公権力の行使に係る事務」に区分し整理した。

| 事実行為としての主な業務 | 公権力の行使に係る事務 |
|---|--|
| 指定管理者制度の適用又は包括的民間委託（性能発注方式に加え複数年契約）が可能な業務 | 県自ら行うべき主な業務 |
| 処理場、ポンプ場、管渠、汚泥施設 運 転・保守・点検 施設機能の維持修繕 施設の管理的業務（下水道台帳の修 正 ・補完、維持管理資料の作成等） 環境緑地等の維持管理業務 汚泥処分業務 （再委託は原則的に不可） | 財産管理（県有財産の取得・処分、行 政財産使用許可、下水道台帳の調製等） 施設の大規模な補修等工事 維持管理等経費・市町村負担金の徴収 委託業務の監督 その他下水道法各条項に規定する業務 ・使用制限（第25条の7） ・原因調査の要請等（第25条の8） ・改善命令等（第37条の2） ・監督処分等（第38条） ・報告の徴収（第39条の2） |

【計画どおり実施】

指定管理者制度適用の課題等の整理（県）

公社等外郭団体の点検評価に関する報告書（H17年10月）における指摘などを参考として課題を整理した。

〔主な課題〕

- マネジメントサイクルの確立
- 主体的・自立的な公社経営の確立
- 民間等との役割分担を踏まえた今後のあり方
- 環境変化を踏まえた個別事業の見直し

〔各都道府県の対応(17年12月現在)〕

下水道公社を持つ34道府県の内

| | | |
|-----------------------------|----|----|
| 指定管理者制度を導入済又は(H18.4)予定 | 11 | 道県 |
| 包括的民間委託を導入済又は(H18.4)予定 | 4 | 県 |
| 指定管理者制度か包括的民間委託のいずれかの導入を検討中 | 13 | 府県 |

【計画どおり実施】

【目標2 経営体制の更なる効率化策の検討等】

1 経営体制効率化策の検討(公社)

中期経営計画「下水道公社の次世代のあり方プラン(平成18~22年度)」の策定及び実施

公社職員・県職員を構成員とした「下水道公社の次世代のあり方に関する検討会」を平成17年度に2回開催し、指定管理者制度と包括的民間委託が導入された場合における県と公社の役割分担について検討を行ったほか、基礎調査(福島県の下水道事業の現状把握、他県の下水道公社事業内容)県内15市町へのヒアリング調査、事業量予測、今後の事業展開メニューの抽出等について検討を行った。

取組み実績

- ・平成18年1月18日 第1回下水道公社の次世代のあり方に関する検討会開催
- ・平成18年3月10日 第2回下水道公社の次世代のあり方に関する検討会開催

【計画どおり実施】

今後の取組み

平成18年度は、次世代のあり方に関する検討会を9月までに2回程度開催し、既存事業の見直し、新規事業の実現可能性の検討を行い今後の公社運営の指針となる中期経営計画を策定する。

検討委員は 県下水道グループ参事、
各流域下水道建設事務所長
公社の常務理事、総務・業務部長
各処理センター所長

〔検討内容〕

- a 事業内容、事業量等の変化に柔軟でより効率的に対応できる組織体制及び人員体制の検討
事業展開メニューの実現可能性を検討し、既存及び新規事業に対応するための組織及び人員体制(必要人員数、職種、資格等)について検討を行う。
- b 市町村支援内容充実のための検討(新たな支援業務の研究及び事業化の検討)
新たな市町村支援事業展開メニューに係る事業量、市場性、事業収支等の検討を行う。

ISO14001規格の遵守等による経費の節減(17年度実績)

ISO14001において、電気、特A重油、コピー紙の使用量の目標値を設定し、削減に取り組むことにより経営の効率化を図った。

| | |
|---------------|--|
| 電気 使用量 | (汚水流入量 1 m ³ 当たりの電気使用量の削減) 3 処理場：目標値(0.230kwh/m ³)、実績値(0.233kwh/m ³)、未達成(目標値比 101.3%) 1 処理場：目標値(4.291kwh m ³)、実績値(2.858kwh)、達成(目標値比 66.6%) (一般照明等の電気使用量の削減) 本社：目標値(53,771kwh)、実績値(56.927kwh)、未達成(目標値比 105.9%) |
| 特 A 重油 使用量 | (汚泥溶解量 1 t 当たりの特 A 重油使用量の削減) 目標値(32.6L/t)、実績値(28.63L/t)、達成(目標値比 87.8%) |
| コピー紙 使用量 | (コピー紙使用量の削減) 本社及び 3 処理場：目標値(523,680 枚)、実績値(472,000 枚)、達成(目標値比 90.1%) 1 処理場：目標値(9,404 枚)、実績値(6,000 枚)、達成(目標値比 63.8%) |

【計画どおり実施】

市町村支援内容の多様化に対応できる公社職員の育成(17年度)

a 技術的専門研修への積極的参加及び各資格の取得

日本下水道事業団、日本下水道協会等主催の専門研修への参加(計38名)

公社の資格取得助成金により、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者等の資格取得を支援(計7名)

b 自治研修センターを活用した研修

公社職員の資質向上のために、ステップ2～3研修受講(計7名)

c 職場研修の充実

下水道維持管理担当者会議、公益法人会計基準改正に係る研修会受講者等外部研修受講職員を講師とした伝達研修を行い、研修成果の共有化等充実を図った。

(17件、104名参加)

d 県職員派遣見直しの検討

県の行財政改革大綱を踏まえ、公社としての自立的経営体制の確立を目指して、平成18年度より、プロパー職員の資質向上、新たな事業展開等に伴う人員体制の見直しに併せて、年度毎に県職員派遣の見直しを行う。

2 積立金の有効活用策の検討(公社)

積立金(施設・設備整備等積立預金、下水道普及啓発等積立預金等約4.1億円)の有効活用策(新たな公益事業の掘り起こし等)について検討を行った。

今後、平成18年度の早い時期に方向性についてとりまとめることとなっている。

- ・平成17年12月21日 第1回下水道公社公益事業検討委員会開催

新たな有効活用法事例、下水道交流会館概要について検討を行った。

- ・平成18年 3月10日 第2回下水道公社公益事業検討委員会開催

新たな公益事業掘り起こし(市町村下水道担当職員を対象とした研修事業、下水道早期整備を目的とした市町村への公共下水道事業費に対する一部貸付事業等)、下水道交流会館の必要性(県内公社

の状況、他県公社等の状況、下水道交流会館建設のメリット・デメリット)について検討を行った。

検討委員は 県下水道グループ主幹、
各流域下水道建設事務所長
福島市外 5 市町村下水道担当課長
公社の常務理事、総務・業務部長

3 設計受託業務見直しの検討及び受託方針に基づく事業の管理（公社）

市町村の要請を踏まえた中長期的視点に立った設計積算業務の見直し

平成17年度において、市町における設計積算業務委託に関し、ニーズ把握のためのヒアリング調査を実施した。

対象市町数：15

ヒアリング調査結果の概要

委託したい市町：8市町（約半数）

平成18年度は、平成17年度の調査結果を踏まえ引き続き県内全市町村のヒアリング調査を実施し、市町村のさらなるニーズ把握に努め、今後の設計受託業務の見直しの検討に反映させる。

平成15年3月に策定した受託方針等に基づく進行管理

a 受託方針に基づく事前審査

市町村事業に関する設計等の「受託方針」に基づき、市町村からの委託案件について進行管理票を作成し、常務理事（総務担当）を管理責任者として、受託方針の遵守状況について随時検証を行った。

〔審査件数 43件 受託件数 43件〕

〔受託方針の考え方〕

公社の持つ下水道行政を補完する公的支援機関としての立場を踏まえ、市町村において事業の難易度等により技術的執行体制が整わない場合に、各市町村の要請に応じて受託する。（別記）

b 受託成果に対するフォローアップ評価（H17.3～）

受託成果に対する評価及び受託市町村のニーズを把握し、今後の業務執行の参考にするため、平成17年度に受託した団体に対して、受託物件毎にアンケート調査を実施した。

対象数：43 依頼団体数：14

回答件数：43 回答団体数：14（回答率：100%）

下記アンケート結果を基に、受託成果に対する評価結果や受託市町村のニーズを踏まえ、より一層の成果品の精度向上に努めるとともに、更なる支援を実施する。

アンケート結果の概要

設計内容について

「適切であった」約90%

「ほぼ適切であった」約10%の回答

公社が納品した成果品について

「適切であった」約80%

「ほぼ適切であった」約20%の回答

公社に委託するメリット

- ・「市町村に不足している技術者等の業務執行体制の補完が可能」約20%
- ・「技術的に高度な工法の積算委託が可能」約20%など

公社に委託したい業務

- ・「設計積算業務」約40%
- ・「積算業務」約40%

別記

受託方針(抄)

平成15年3月4日
財団法人福島県下水道公社

1 市町村支援のあり方

福島県下水道公社は、下水道に関する知識の普及及び啓発等の事業を行うとともに、県が設置する流域下水道の維持管理業務等を受託することにより、県又は市町村が実施する下水道事業の振興を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与することを目的として設置されたものである。

このような当公社の設立目的を踏まえ、特に、技術的、専門的な設計・積算業務に係る技術職員が不足している市町村にあっては、多数の関係技術者を擁する当公社が企画調査、計画、設計・積算、施工監理から維持管理までの技術的な面を含め、下水道に関して総合的に支援することが求められている。

このため、今後においても、専門技術者の少ない県内市町村の下水道事業の普及・発展のため、行政的、技術的に公的立場で支援を行っていくものとするが、事業の受託に当たっては民間との役割分担の観点から次のとおり方針を定める。

2 市町村事業の受託方針

市町村設計業務受託事業については、公社設立の趣旨に則り、福島県の下水道行政を補完する公的支援機関としての立場を踏まえ、県内各市町村よりの要請に基づく事案について、民間との役割分担の観点から、次の場合に市町村に対し協力・支援を行うこととする。

(1) 当該市町村の発注業務での事例が少ない大規模事業や特殊な構造物、工法、機材、仮設等を含む工事で積算に手間や困難が予想される事案、さらには災害復旧事業等緊急に技術職員の対応が必要な事案など、市町村内部に行政的、技術的な指導、判断、審査等を行う技術職員の体制整備が困難な場合。

このような事案においては、行政行為の補助的役割が受託者に求められるため、中立性が高く、かつ当該業務に係る特定の経験及び知識が豊富な当公社において受託する。

(2) 事業の補助採択、関係機関協議などの行政事務や工事内容に技術的に困難が予想される事業。

これら業務は、公共性が高く、多くの者からの技術、情報等の収集や、多くの者が有する技術に関する公平な評価・選定、コーディネート等を必要とし、中立性、公平性がより強く求められるため、市町村の要請に応じて企画段階から工事管理、検査までの一連の業務を当公社において受託する。

公社等外郭団体の今後の見直しの方向性

| 「実行計画」等に基づき見直しを進める公社等（11団体） | |
|--------------------------------------|---|
| 1 平成16年12月に修正した「実行計画」を継続する公社等（3団体） | |
| 公社名 | 見直しの方向性 |
| (財)ふくしま自治研修センター (シンクタンクふくしま) | 「基本の方針」に基づく主体的な取組みの実行 |
| (財)福島県農業振興公社 | 「経営合理化計画」等に基づく主体的な取組みの実行 |
| 福島県住宅供給公社 | 「整理計画」の着実な実行 |
| 2 平成16年12月に修正した「実行計画」を再度修正する公社等（5団体） | |
| 公社名 | 見直しの方向性 |
| 福島県土地開発公社 | 業務量に見合った組織への縮小 |
| (社)福島県林業公社 | 分収割合の見直し、公庫借入金の繰上償還 |
| 福島県道路公社 | 有料道路に係る借入金の償還期限等を踏まえ、他の団体との統合等も視野に入れた組織在り方の検討 |
| (財)福島県建設技術センター | 業務・組織の見直しなど、公益法人としての在り方の検討 |
| (財)福島県下水道公社 | |
| 3 新たに「実行計画」を策定する公社等（3団体） | |
| 公社名 | 見直しの方向性 |
| (財)福島県観光開発公社 | ふくしまのブランド化を図るため、法人統合など、観光と物産の一体的推進の検討 |
| (財)物産プラザふくしま | |
| (財)福島県きのこ振興センター | 存廃も含めた公社の抜本的な検討 |

主体的・自立的に見直しを進める公社等（１０団体）

| 公 社 名 | 見 直 し の 方 向 性 |
|---------------------------|--|
| (財)福島県国際交流協会 | 「運営基本計画」に基づく民間主導の国際交流への転換など、主体的な取組みの実行 |
| (社福)福島県社会福祉事業団 | 主体的・自立的な改革の継続 |
| (財)福島県文化振興事業団 | 「運営計画」に基づく主体的な取組みの実行 |
| (財)福島県青少年育成 ・男女共生推進機構 | 経営計画等の策定による主体的・自立的な取組みの推進 |
| (財)福島県産業振興センター | |
| (財)福島県栽培漁業協会 | |
| (財)ふくしまフォレスト ・エコ・ライフ財団 | |
| (財)福島県都市公園・緑化協会 | |
| (財)ふくしま海洋科学館 | |
| (財)福島県自然の家 | |